〈報告〉

難民を受け入れるドイツレーゲンスブルク市の場合 —

熊 谷 知 実

はじめに

2016年3月、本学の学生12名がドイツ南部バイエルン州にあるミュンへン国際空港に降り立った。彼らは州北東部の世界遺産指定都市レーゲンスブルクに移動して、語学学校のドイツ語コースで2週間学ぶ予定になっていた。この本学初のドイツ研修が実施される前に、学生や保護者からは次のような疑問が寄せられていた。「今ヨーロッパに行っていいのか。今のドイツは大丈夫なのか」と。というのも2015年のヨーロッパは、未曽有の社会的混乱に襲われていたからである。11月のパリ同時多発テロ事件では、飲食店やコンサートホールにおける武装グループの無差別乱射で、多くの尊い命が奪われた。イスラム過激派が関与するこの事件の実行犯は、フランスやベルギーの国籍を持つ若き青年たちと判明している。9000キロ離れた日本でも、「ヨーロッパの中のイスラム」問題は大きく取り上げられていた。ヨーロッパでの語学研修を前に、保護者が漠然とした不安を抱くのも無理のない状況にあった。

パリ同時多発テロ事件が勃発する前、ヨーロッパはかつてないほどの深刻な難民問題に直面していた。地中海やバルカンルートを経由して、アラブ・アフリカ諸国から難民がヨーロッパに殺到していたのだ。国際連合難民高等弁務官事務所(UNHCR)の発表によると、2015年だけで126万人がEU 諸国に難民申請を提出したという。ドイツでは47万人の難民申請が受理された。難民を迎え入れるドイツの自治体の混乱や過激派による受け入

れ反対デモの様子は、ニュースで連日のように報道されていた。こうなると、気になるのは学生たちが研修で滞在する町の状況である。レーゲンスブルクには、どれだけの難民が来ているのだろうか。レーゲンスブルクは、はたして大丈夫なのか。

保護者の心配をよそに、研修グループは予定どおりにレーゲンスブルク入りして、語学学校での勉強をスタートさせた。一方で、研修引率教員として同行していた筆者は、現地の高校や大学で日本語を教えるイクコ・T・トロートナー氏の協力を仰ぎ、「未成年の難民のためのドイツ語」の授業を見学する貴重な機会を得ていた。困難の末にドイツにたどり着いてドイツ語を学びはじめたばかりの若者たちと、片言のドイツ語を用いながら異文化交流することができたのだ。しかし授業終了後に担当教員の話を聞くと、ドイツで暮らす難民申請者の苦悩、ならびに難民を受け入れる自治体の抱える課題が言葉の端々に少なからず見え隠れした。

そこで本稿においては、レーゲンスブルク市が難民に提供しているドイツ語の授業の様子をレポートするとともに、「難民危機」状態にあるドイツの地方都市の難民受け入れ状況を説明していきたい。手順としては、第1章において、難民庇護に関する法規定ならびに市民感情の変化を参照しながら、ドイツは歴史的に難民受け入れに対してどのような政治判断を下してきたのか整理する。第2章においては、現在のドイツはどのように難民を受け入れているのか、レーゲンスブルク市の実例を挙げて、受け入れの現状を紹介する。第3章においては、未成年の難民に対して自治体はどのようにドイツ語教育を実践しているのか、未成年者のドイツ語クラス担当教員のインタビューを交えながら、実際に行われた授業の内容を報告する。現在直面している難民問題を含めて、ドイツ社会が増え続ける外国人とどのように向き合おうとしているのか、全体を通じて概括するのが本稿の目的である。

1. ドイツは難民をどのように受け入れてきたか

1-1.「欧州難民危機」とドイツの決断

シリア内戦やアフガニスタンにおける反政府組織タリバンの勢力拡大で中東諸国を脱出した難民の数は、2012年以降に増加の一途をたどっていた。2015年にEU 各国に提出された難民申請者数は126万人を突破、過去最高だったソ連崩壊後の1992年を大きく上回った。その半数を占めていたのが、シリア、イラク、アフガニスタンの出身者である。多くの人々が目指したのが、寛容な難民庇護政策を前面に打ち出したEUの経済大国ドイツであった。2015年にヨーロッパで勃発したこれらの社会的混乱は「欧州難民危機」と呼ばれていたが、この「難民危機」は移民問題で揺れ動くドイツの、具体的に言えばメルケル首相の思い切った政治決断が引き金となっていたのだ。

日本の憲法にあたるドイツ連邦基本法のなかには、「政治的に迫害されている者は庇護権を享受する」という「庇護権規定(第16a条)」が含まれている。これはナチス時代の反省に基づいて制定されたもので、ドイツにとっては極めて重要な意味が含まれている。この基本法の庇護権を順守した姿勢で、メルケル首相はドイツの門戸開放に乗り出したのだ。通常 EU および周辺国は、難民を受け入れる際にはダブリン条約の規定に従っている。すなわち難民は最初に入国した国で難民申請をしなければならず、申請後に移動した場合は最初の申請国に移送されるという原則である。2015年9月5日、メルケル首相はハンガリーで足止めされていた難民に対して、「ドイツでは政治的迫害を受けた難民の受け入れに制限はない」と宣言して、歓迎姿勢を示した。この太っ腹な難民受け入れ宣言をきっかけに、ドイツと周辺国の国境の状況が一変する。難民申請者が一路ドイツを目指して、ギリシアからマケドニア経由で北上するバルカンルートに殺到したのだ。ワシントンポスト紙は、欧州難民危機の発端について、繰り返し放映

されるドイツのウェルカムメッセージが中東人の旅心をかきたてたとして、要因のひとつに挙げている。とにかくメルケル首相の発言以後、連日数千人規模の難民がオーストリアを経由して、ドイツ南部の国境を越えはじめた。ミュンヘン中央駅では、すし詰め状態の列車から次々と下車する難民を市民が拍手で迎え入れた。市民が難民一人一人に支援物資を手渡して入国を歓迎する心温まる光景は全世界に発信され、「これこそがドイツのWillkommenkultur(歓迎する文化)だ」として国内外で称賛された。

しかし難民は全員手放しで歓迎されていたわけではない。メルケル首相の歓迎意思の表明に対して、ガウク大統領は「私たちの心は広い。難民を助けたいという気持ちはある。しかし可能性には限界がある」として無制限な難民受け入れ姿勢に対する不安を示唆している。バイエルン州首相ゼーホーファーは、キリスト教民主同盟(CDU)党首のメルケル首相と統一会派を組むキリスト教社会同盟(CSU)の党首でもあるが、難民の殺到で混乱を極めているバイエルン国境地域の秩序回復を求めて、メルケル首相に強い抗議の姿勢を示した。難民排斥を主張するペギーダ(PEGIDA)のような右翼団体は、メルケル首相の決断に触発されて過激なデモを活発化させていった。10月に入ると、難民収容所に対する犯罪数は924件を数え、前年度の199件と比較して4.6倍にも増加した。こうした状況下において、大晦日にケルン中央駅前で外国人集団による性的暴行事件が発生してしまったのである。この事件は、これまで無防備に難民を受け入れてきた市民に不安感情を抱かせ、ドイツが誇りにしていた「Willkommenkultur(歓迎する文化)」を揺るがすきっかけとなった。

1-2. ドイツの世論

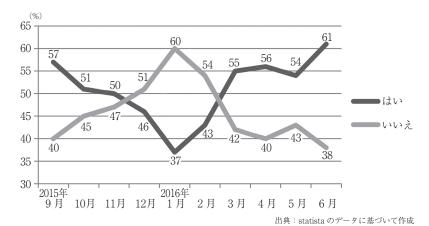
メルケル首相が難民受け入れ宣言を発表したとき、ドイツに滞在していた筆者は、知り合いのドイツ人に幾度となく同じ質問を繰り返した。「メルケルの決断を支持するのか。大量の難民受け入れに不安はないのか」と。ドイツ人の解答は一様であった。「ドイツの決断は素晴らしいこと」(50代

夫婦、研究者)、「人間として当然のことで、不安など感じない」(50代女性、会社員)「誇りを持って、ボランティアに参加している」(40代女性、会社員)など。なかには声のトーンを落として、「正しい決断だったと信じている。でも大きな声では言えないけれど、どうしてEUのなかでドイツの負担ばかり多いのかという疑問を抱いている者もいる」(70代女性、元大学教授)と囁く人もいた。このときドイツの歴史的な負い目について語る者はなく、「かわいそうだから助けてあげたい」という人道主義的な観点から、皆が難民受け入れに賛成しているように筆者には感じられた。難民問題と関連させたドイツ人の行動倫理に関して、ドイツ在住の作家である川口マーン恵美氏の考察が興味深いので、以下に紹介したい。

ドイツ人の奇妙なところは、ときどき、ある日突然、皆がこぞって理性をかなぐり捨ててしまうことだ。そして、倫理観だけを前面にかざし、自己礼賛とともに、非合理の極みに向かって猪突猛進していく。そしてこれが始まると、少しでも異議を唱える人間には非人道的というレッテルが貼られた。そんな空気のなか、増えつづける難民に対して危機感をもっている人たちは、問題提起すらできなかった。下手に発言すると、「自由、平等、博愛」精神が欠けているとして叩かれるのがオチだった。極右に分類されてしまう危険さえあった(川口 2016)。

川口氏によるドイツ人の考察と,筆者が(ごく狭い交友関係で)収集した「難民受け入れに対する個人的意見」がほぼ重なっている点は興味深い。もっともこれらの見解は,質問の時期,解答者の年齢,職業,居住地域,質問者との人間関係などによって異なってくるので,あくまで参考意見としてうけとめて頂きたい。

続いては個人の見解ではなく、ドイツの世論についてである。[図表1] のデータは、2015年9月から2016年6月にかけて実施された「ドイツは難民の受け入れに耐えられるか」というアンケートを基に、一般市民の意見



図表1 ドイツは難民の受け入れに耐えられるか

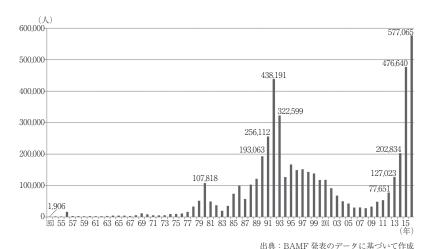
がどのように推移してきたかをまとめたグラフである。2015年9月に「はい」57%,「いいえ」40%で始まったアンケート結果が、2016年1月には「はい」37%,「いいえ」60%と大きく逆転、3月以降は再び「はい」の回答率が上がり、6月になると「はい」61%、「いいえ」38%と好転する。2016年の夏前には、政府の難民受け入れ政策が再び多くの市民の支持を得ていることが分かる。2015年大晦日のケルン暴行事件で最悪のレベルに陥った市民感情が、3月からポジティブに転じていく経過の背景には、この月に締結されたEUトルコ間協定により、ギリシアに足止めされていた難民がトルコに移送され、ドイツへの難民流入が一時小康状態に落ち着いたという国際情勢が隠れている。一方で、ドイツ国内においても、難民申請手続きのスピードアップ化をはかるべく、法律の整備が急ピッチで進められていた。難民と認定されない人には入国前に引き上げてもらい、難民と認定される人、特に未成年者には、国内の施設で手厚い保護を与えるという方針をとることで、「社会的統合が見込まれる若年齢層の難民支援」にドイツは力を注いでいたのである。

1-3. 移民と難民

基本法で定められている基本的人権の一つ「庇護権」を根拠に、メルケル首相は「Wir schaffen dasl(私たちはできる)」をスローガンにして、無制限の難民受け入れを決めた。それでは基本法庇護権の成立以降、ドイツはどのように難民を受け入れ続けてきたのか、戦後における難民受け入れの経緯をたどってみよう。

ドイツ連邦共和国基本法が制定されたのは、戦後まもなくの1949年であ る。そのなかには、政治的亡命者の庇護権が含まれていた。しかし当時の 規定には外国人の側から庇護手続きを援用できるような法的根拠はなく. いわばプログラム規定として政府の政策方針を提示する存在にすぎなかっ た(本間 1985:50)。ドイツで実際に難民庇護活動がスタートしたのは. 1953年に難民庇護令が布告されたあとで、難民の資格審判を専門的に執り 行うドイツ連邦難民認定庁(Bundesamt für die Anerkennung Ausländischer Flüchtlinge)がバイエルン州ニュルンベルク郊外のツィルンドルフに設立さ れてからである(昔農 2014:41)。冷戦時代、西ドイツに難民申請した人の 多くは東欧諸国からの難民であり、当時の西ドイツ政府の政治的な意図も あって、彼らは西ドイツに積極的に迎え入れられた(Bade 1994, S.95)。 1970年代中盤以降は、難民申請者数が徐々に伸び続けて、アジア・アラブ 系難民の割合が顕著になった。これには難民たちの出身国の政情悪化も関 係しているが、加えて1973年のオイルショック以降、ドイツが外国人労働 者の募集停止を決定したことが、大きく影響している。労働移民として入 ってきていた外国人は、難民制度を利用するしかドイツ入国の手立てがな くなったのだ(Münch 1992, S.66-67, 昔農 2014:41)。以上のドイツにおける 難民流入の流れは、「図表 2] に挙げた1953年以降の難民申請者数の推移 のグラフで参照して頂きたい。

ここで「難民」と区別して、戦後ドイツが導入してきた「移民」についても補足しておきたい。ドイツは戦後復興の労働力不足を補うため、1955年のイタリアとの協定を皮切りに、ユーゴスラヴィア、トルコ、ギリシア



図表 2 ドイツにおける難民申請者数の推移(1953年~2016年8月)

といったヨーロッパ周辺国と労働力募集協定を結ぶことで、外国人労働者を積極的に導入してきた。「客人労働者(Gastarbeiter)」と呼ばれた外国人労働者には、当初短期滞在しか認められておらず、彼らは一定期間働いたら帰国するはずの存在であった。しかし実際には企業に望まれて滞在期間を伸ばし、家族を呼び寄せてドイツに定住するケースが多かった。ドイツ語を話せないままドイツに定住した移民世帯の子供の多くは、ドイツの教育に馴染むことができないまま、ドイツ社会との統合に失敗していった。中途退学率も失業率も高く、教育を受けられないため仕事に就けず、生活保護を受給するという悪循環に陥ってしまったからだ。

異民族との共生を試みてきたドイツの半世紀を振り返って、メルケル首相は「多文化社会のアプローチは完全に失敗した」との評価を下した。特にイスラム系住民に対しては、「移民はドイツ語を学び、ドイツに統合しなければいけない。ドイツ語を話さない人は、ドイツ社会では歓迎されない」と主張して、ドイツ社会への同化を強く訴えた。移民の背景を持つ国民が5人に1人となって、現在のドイツは明らかに多文化社会に突入して

いる。直面しているのは、増え続ける難民とそれを迎え入れるドイツとの「共生」の問題である。

1-4. 増加する難民申請者数と法改正

ドイツが労働力募集協定に基づいて労働移民を受け入れている間、ドイツの難民申請者数は年間数千人程度で推移していた。しかし外国人労働者の募集停止以降は、難民数が徐々に増加していった。バイエルン州の収容施設一か所だけでの受け入れが困難となると、1974年以降は連邦各州に平等に難民が振り分けられることになった(昔農 2014:43)。各州の税収(3分の2)と人口数(3分の1)から割り出される負担割合比率「ケーニヒシュタイン基準(Königsteiner Schlüssel)」によって、各州が負担する難民の割合は毎年決定された。各州に振り分けられた難民申請者は、州内の自治体に留まって連邦移住難民庁の難民認定審査が終了するのを待たなければならない。その間、難民申請者を受け入れた州は宿泊所を提供し、食糧等の生活必需品を供給しなければならない(Münch 1992, S.130-132)。自治体が負担する難民のための社会給付コストは、難民受け入れ数の増加に伴って膨らむ一方で、自治体住民の不満は高まるばかりだった。

数に対する不満だけではない。難民収容施設では、民族や文化を異にする非ヨーロッパ系難民の割合が急増していた。非ヨーロッパ系の占める割合は1968年にわずか7%に過ぎなかったが、10年後には75%にまでに激増している(昔農 2014:45)。増加の一途をたどる難民申請者数を抑制するために、政府は1978年と1980年に庇護手続き促進法を、1982年に庇護手続き法を成立させて、難民受け入れ数の制限策を講じた。これによって難民申請手続きが短縮化され、一定のアジア・アラブ・アフリカ諸国から入国する難民にはビザ取得が義務付けられるようになった(昔農 2014:45)。難民申請者数は1980年代前半にいったん減少傾向に向かったが、1980年代半ばになると再び増加へと転じた。政権与党 CDU/CSU は、難民数の増加を抑制するため、難民受け入れの根拠としてドイツが依拠していた基本法

庇護権規定を改正すべきと主張、ナチス時代の経験に基づいて成立した基本法庇護権を断じて犯してはならないと主張するドイツ社会民主党(SPD)に対して、法改正に合意するよう圧力をかけた(Herbert 2001: 271-273)。

ベルリンの壁崩壊以降、共産主義政権が相次いで崩壊すると、1990年代 には東欧諸国出身の難民申請者数が再び増大した。ドイツ人の祖先をもつ 東欧・旧ソ連域からの帰還者「アウスジードラー(Aussiedler)」や.東ド イツ人からの移住者「ユーバージードラー(Übersiedler)」もそこには含ま れていた(佐藤 2008)。CDU/CSUは「ドイツが行うべきは難民の受け入れ ではなく、まずは在外同朋の受け入れであって、冷戦体制の中で分断され たドイツ国家の再統一である」と主張して、同一民族を優先的に受け入れ る「非移民国家」の立場に立とうとした。そして非移民国家として異民族 の難民の大量流入を回避するためにも、基本法庇護権の法改正をさらに強 く主張した(Bommes 1996)。この法改正案に対して SPD は反発を示してい たが、1987年の単一欧州議定書終結により、EU 加盟国内共通の出入国管 理政策が動きだすと、法改正への支持に転じた。このような経過を経て、 1993年5月,基本法庇護権規定修正法案が連邦議会で可決したのである。 法案の規定内容は以下のとおりである。第一に、安全な第三国を経由して ドイツに入国した者は、事実上難民申請ができない。第二に、難民申請者 が迫害のない出身国から入国した場合、申請は却下される。第三に、空港 内で難民審査が簡略的に行われ、迫害が認められない場合には速やかに送 還される。さらに新たな政策方針として、CDU/CSU 連邦議会議員団長シ ョイブレは、「ドイツはこれまでヨーロッパの難民の3分の2以上を受け 入れてきたが、これからはヨーロッパ全体での公正な負担配分が不可欠で ある」と主張、EU全体で難民問題を解決していく道を求めた(昔農 2014: 50-51)

この基本法庇護権の改正について、政治哲学者ハーバーマスは、「連邦政府は基本法庇護規定には手をつけずに、人道的・経済的観点の両面から移民受け入れ政策を講じる必要があった」として批判した(Habermas 1993

= 2000: 294)。移民史研究者バーデは、「今回の法改正には、移民の統合と新規流入者の受け入れを念頭においた移民政策の全体的コンセプトが欠如している」として、基本法庇護権だけでなく、移民全般に関連する諸法の改正を求めた(Bade 1994, S.123)。ここに挙がった「統合」というキーワードは、少子高齢化により労働生産人口が減少し、各産業領域への高度人材受け入れを求めているドイツの将来を見据えるうえで、非常に重要な意味を含んでいる。次章では、レーゲンスブルク市の難民受け入れ状況を例に、難民申請者がどのような手順を踏んで「統合」へのプロセスをたどっているのか、地方都市の現状をみていこう。

2. レーゲンスブルク市の難民受け入れ状況

2-1. 難民認定を待つ人たち

レーゲンスブルク市は、バイエルン州オーバープファルツ県に属している人口14万の歴史観光都市である。バイエルン州はドイツ南東部に位置するドイツ最大の州で、オーバープファルツ県を含めて7つの行政区がある。ケーニヒシュタイン基準に従ってドイツ各州に難民の受け入れ配分が割り当てられているように、バイエルン州の7つの行政区にも難民の受け入れ配分が決められている。すなわちバイエルン州はドイツ連邦全体の15.52%の難民を負担し、オーバープファルツ県はバイエルン州の8.8%の難民を負担する。オーバープファルツ県は、レーゲンスブルク市を含む3つの独立行政都市と7つの郡で構成されているが、これらの10の自治体に割り当てられた難民申請者が具体的にどれくらいなのか、[図表3]を参考に確認して頂きたい。並んだ2つの数字は、2015年11月と2016年4月の難民申請者数を比較したものである。下段に並んだ数字は、保護者同伴がないまま入国した16歳以下の未成年者数である。オーバープファルツ県の首都レーゲンスブルク市は難民の割り当てが最も多く、16.3%の配分である。具体数で言うと、2015年11月には1500人、2016年4月には1300人



出典: オーバーブファルツ政府広報室(BAMF)発表のデータに基づいて作成 図表 3 オーバープファルツ県の難民数 (2015年11月と2016年4月の比較)

の難民申請者を受け入れている。難民全体の69%が男性で、未成年者が37%を占める。本学の研修班が滞在していた2016年3月には、レーゲンスブルク市に約250人の未成年の難民申請者が滞在していたことになる。

ここからは、難民希望者がどのような手順で難民申請手続きを行うのか、レーゲンスブルクの例を追って確認していこう。ドイツの国境を越えた人は、国境警備局、外国人局、警察署、あるいは難民申請者受け入れ施設に直接赴いて、「自分は政治的迫害の恐れがある難民である」と文書ないし

口頭で願い出なければならない。そのあとは管轄州の運営する一時レセプションセンターに移送されて、連邦難民移民庁の窓口で正式に難民申請する。そしてこの施設に滞在している間に、登録や健康診断といった難民審査に必要な手続きを済ませる。レーゲンスブルク市の場合、一時レセプションセンターは郊外へ10分ほど車を走らせたツァイス通りにある。収容人数の上限を大幅に上回る数の難民申請者が殺到して、ここは一時機能不全となったことがあった。そのときはバイエルン州政府の緊急時難民収容計画に従って、クレルモン・フェラン体育館に200人分の簡易ベッドを並べることで、施設から溢れた難民申請者を仮収容することができた。2016年現在は近所のバユヴァーレン通りに800人収容の一時レセプションセンターを新たに建設工事中、年内の稼働を目指している。いずれもレーゲンスブルク市郊外に設営された大規模施設で、旧市街に滞在している限りは、旅行者が難民申請者と接点を持つことはほぼない。

2-2. 難民認定に至るまで

この一時レセプションセンターでの滞在は3か月までで、その後に難民申請者が向かうのが、バイエルン州が運営し、オーバープファルツ県が管理する難民申請者用集団居住施設である。このときに希望すれば、バイエルン州以外の地域に移動することも可能だ。レーゲンスブルク市には7か所の集合住宅、ならびに保護者同伴のない未成年者のための専用宿舎が設けられている。難民申請者は連邦難民移民庁に待機中の所在を伝える必要があるため、この集団居住施設への入居は義務となっている。待機中には「滞在許諾許可証」が発行されて、自治体の行政区域内に限って自由に移動できる権利を持つ。その間に難民申請者は行政や市民ボランティアの協力を得て、ドイツ社会に馴染むためのレッスンを受ける。「難民申請者にはドイツに滞在する権利がある。難民申請者を居住させるのは市民の義務である」という考えのもとに市民はボランティアとして集い、自分たちの自治体が迎え入れた難民申請者と積極的に交流を図っているのである。

これらの施設に滞在中の難民申請者は、自治体からどのような生活支援を受けているのだろうか。難民申請者支援法第3条に従って、一時レセプションセンターに滞在中の難民申請者には、生命維持に必要な物資が全て現物で支給される。ただし最低限の社会文化的生活水準を保つために、2015年5月1日以降は現金も給付されることになった。毎月の給付額は年齢に応じて、独身者に145ユーロ、夫婦1人あたり131ユーロ、15~18歳に86ユーロ、7~14歳に93ユーロ、6歳以下は85ユーロである。そのあとに入居する集団居住施設では、住居費と暖房費、室内に備え付けられている生活備品が賄われるだけで、生活物資の現物支給はない。ただし物資の購入用資金として、独身者には219ユーロ、夫婦1人あたり196ユーロ、15~18歳に200ユーロ、7~14歳に159ユーロ、6歳以下には135ユーロが支給される。緊急疾病の場合には、適切な医師による治療と処方箋薬が適宜与えられる。全ての未成年者には教育を受ける権利があるため、子供には生活に必要なドイツ語理解のための語学教育が施される。同様の語学教育は、成人に対しても実施されている。

難民申請者にドイツ滞在許可が下りると,難民有資格者として3年(あるいは補完的難民有資格者として1年)の滞在資格を得ることができる。これは定住のチャンスが得られたことを意味する。滞在許可が下りなかった場合,(不服申し立てをして訴訟を起こすことも可能だが)即座に国外退去義務が生じる。ただしパスポート不所持や健康上のやむを得ない理由から即時国外退去ができない場合,「許容証(Duldung)」が発行されてドイツに留まることもある。「許容証」は正式な滞在許可証ではなく,不法滞在ではないことを示す証明書であり,ドイツにはこの「許容証」だけで何年も滞在している外国人が多く存在している。

2015年におけるドイツの難民認定率は49.8%で、シリア出身の申請者が35.9%と最も多く、アルバニア12.2%、コソボ7.6%、アフガニスタン7.1%、イラク6.7%と続く。シリア人だからと言って、必ずしも難民認定されるわけではない。2016年7月にバイエルン州アンスバッハのコン

サート会場前で自爆事件を起こしたシリア人青年は、2014年に難民申請を 却下されたあと、人道的理由から「許容証」が発行されてそのままドイツ に留まっていたという経緯を持つ。認定結果に不満を持つ人も少なくない。 しかしそのような人々に対する帰国支援も、ボランティアの重要な任務の ひとつである。難民申請が却下された人に対しては専門のアドバイザーが つき、状況を客観的に説明したうえで、今後の方針について話し合う。 レーゲンスブルク市では、難民申請者100人に対して、1人の帰国支援ボ ランティアが向きあい、帰国支援に向けての専門的な助言を行っている。

3. レーゲンスブルク市における難民のためのドイツ語教育支援

3-1. 「統合」に向けた試み

高齢化社会を迎えるドイツは、難民認定された若い世代の外国人に、高 度な教育と職業資格を身につけて就労してほしいと考えている。2005年1 月に発効された新移民法を以て、連邦難民移民庁が外国人登録業務を統括 し、政府主導で移民や難民に対する「統合プログラム」を実施することに なった。「統合プログラム」とは、外国人に十分なドイツ語教育を施して 言語能力を養成し、文化事情を学ばせることで、外国人をドイツ人社会へ 「統合」させる目的を持つ。平等な権利と機会をもって社会参加するため には、十分なドイツ語運用能力とドイツ社会制度の知識が不可欠である。 よってこのプログラムにおける言語習得のレベル到達目標としては、欧州 評議会が定めた「ヨーロッパ言語を対象とする共通の語学力参照枠組」に おける B1 レベルの「自立した言語使用者」を目指している。すなわち. 仕事. 学校. 旅行などほとんどの状況に対応でき. 身近なテーマについて 簡潔に語り、会話の主要なポイントを理解できるレベルのドイツ語運用能 力である。統合コースの担当教員は、大学で「外国語としてのドイツ語」 の教育課程を修了するか、連邦政府難民移民局の教員養成コースを履修す ることが条件で、連邦政府難民移民局に教員登録する必要がある。しかし

現在のドイツにおける難民申請者の受け入れ状況は、このように時間をかけた「統合」のプロセスを許すものではない。現場ではドイツ語教員も常に人手不足である。

レーゲンスブルク市は、「言葉の代父(代父とはカトリック洗礼時の証人の意、市民ボランティアの教員を指す)」の協力を得て、様々な受講者を対象にしたドイツ語コースを提供している。一時レセプションセンターでは、日常生活に不可欠な会話力の基礎を養うため、週3回の「クラッシュ」という語学コースを成人に提供している。受講者が頻繁に入れ替わるこのクラスでは、個々の語学習得レベルと全体の到達目標にズレが生じるため、市販の教科書を採用することができない。従って12課からなる特別授業プランを組み、独自の教材を用いて4週間かけて基本的語彙と簡単な会話の習得を目指す。「言葉の代父」になるには、特別な教員資格は必要ない。ただ忍耐と感情移入、アドリブ能力が必要だという。45人のボランティア教員が交代で授業を担当しているが、さらに多くの人材を必要としている。

3か月以上待機している難民申請者の集合居住施設においては、有資格者の教員ないしドイツ語学を専攻している学生が専門知識を用いて、より良質のドイツ語の授業を提供している。授業に様々なアクティビティを取り入れながら、ドイツの歴史や文化を楽しく学習することで、社会に統合していくための言語習得支援を行う。語学知識をさらに深めたいと希望する難民申請者に対してはマンツーマンの指導コース、男女混合クラスに違和感を覚えるイスラム圏出身の女性に対しては女性だけのドイツ語コース、保護者のいない未成年者だけを対象とした語学コースなど、多種多様な言語教育プログラムが提供されている。

3-2.「未成年の難民のためのドイツ語」クラスを見学して

ドイツには「市民大学(Volkshochschule = VHS)」という生涯教育の場がある。世界各国の言語や文化、歴史を学ぼうと、VHSには様々な年齢や職業の市民が集まってくる。レーゲンスブルク市の場合は市内中心部のハ

イドプラッツに本館がある。現在は昼間に限ってここの教室の一部を開放 し、一時レセプションセンターに滞在する未成年者のために、ドイツ語ク ラスを提供しているのだ。

2016年3月の滞在中,筆者は幸運なことにそのクラスの授業参観の機会を得た。気前よく許可を与えてくれた担当教員は、ドイツ語を流暢に話すポーランド人女性ボグミラ・バウムガルトナー氏である。彼女はVHSではポーランド語を教えているが、「外国語としてのドイツ語」の教育資格も有している。VHSで難民の授業がスタートした2015年9月以降、ボランティアとして協力しているのだという。ボランティア教員には、45分につき23~25ユーロの授業手当てが支払われるそうだ。バウムガルトナー氏へのインタビューで明らかになった難民の未成年クラスの開講事情を、以下に紹介しよう。

このクラスの授業は月曜から金曜にかけて、午前は9時から12時15分ま で、午後は13時から16時15分まで。午前中は保護者のいない未成年を対象 にした上限20人のクラスが4つ、午後は両親と暮らす未成年のクラスが4 つ開講されている。欠席もしばしば見られるが、教員は生徒の出欠を厳し く管理しない。メンバーは常に交代し、空きがあれば新しい生徒が入って くる。だが教室が常に満員だった2015年の発足時と比較すると、2016年の 生徒数は落ち着きつつある。同様の未成年対象クラスはレーゲンスブルク 市だけで8クラスあり、周辺のレーゲンスブルク郡に2~3クラスある。 ドイツ語のレベルは生徒によってまちまちだが、学習の遅い生徒のための 特別補修クラスはない。語学レベルに応じて、3段階のクラスを提供して いる。アルファベットの読み書きの基本から教えるクラス、学習準備クラ ス. A1 レベルの「(担当教員日く)ノーマルクラス」である。筆者が授業に 参加したのは、この「ノーマルクラス」であった。このクラスではドイツ 語をもっともよく話せる生徒が学んでいて、良い成績を収めれば市の職業 学校に転校することもできるという。職業学校にはたくさんの空席がある ので、ここの生徒にはぜひ移って来てほしいと言われている。転校する生 徒を選別するのは担当教員の役割で、転校手続きは月曜日に行われる。授業で使用される教科書やコピーは自治体より無償で配布されるが、辞書は配布されない。教室でフリーワイファイが使えるので、生徒は携帯電話の翻訳機能を有効に使いながら語彙表現を調べている。授業中でも携帯電話の使用が許可されているからだ。親や親戚と離ればなれになっている子供たちにとって、携帯電話は故郷との唯一の交信手段であり、片時たりとも手放すことができない重要なコミュニケーションツールなのである。

ノーマルな A1 レベルのクラスで行われる授業内容を. 筆者は非常に楽 しみにしていたのであるが、この日は教員が準備していた教材を使用せず、 本日の特別ゲストである筆者に対して各生徒が質疑応答を試みる授業とな った。授業参加者は12名、そのうち女子生徒は1名。大半が表情にあどけ なさを残す14~16歳の男子生徒で、ひっきりなしに私語を交わしている。 担当教員が「うるさい!静かにしなさい」と注意すると、生徒たちは一瞬 だけ素直に命令に従うが、すぐにおしゃべりが再開する。語彙を調べてい るのか、通信しているのか、携帯電話に常に視線を落としている生徒も見 られる。生徒たちは教員に指示されたとおり、ゲストの筆者に対する質問 をレポート用紙に作文しなければいけない。当然のことながら、教員の文 法説明はすべてドイツ語で行われており、生徒の発言もすべてドイツ語で 返される。コミュニケーション能力は高い。しかし語彙表現力と集中力に 個人差があり、積極的に教員に質問する生徒は一部の年長者に限られてい る。教員は長い時間をかけて、忍耐強く机の間をまわり、1人1人の文法 の間違いを丁寧に訂正する。そして30分後、生徒たちが渾身の力を込めて 書きあげた質問は、ゲストである筆者に集中して投げかけられた。なぜこ の町に滞在しているのか。好きなスポーツはなにか。好きな食べ物はなに か。どんな音楽が好きか。ドイツにきて3カ月以内なので、語彙は少ない。 そして文法ミスが多い。しかしどの生徒も好奇心旺盛で、キラキラした目 で畳み掛けるように言葉をぶつけてくる。非常に残念なことに、多様なお 国訛りを聴き取るのは、外国人の筆者にとっては至難の業だった。汗をか





図表 4 おどけて写真におさまる難民の少年たちには保護者がいない

きながらわかりやすい表現を選んでいる間にも、隣席の少年がたどたどしく話しかけてくる。少年との雑談にも応答するように努力したが、彼の手元にあるノートを見ると、授業時間内の課題の作文は1行も書かれていなかった。

20人の定員に設定されているノーマルクラスだが、年齢も語学レベルも 出身国もまちまちで、集中力に問題のある生徒が多く、雑多な構成員をま とめる難しさを痛感した。長い質問コーナーが終わったあと、お土産の折 り紙を配布して一緒に鶴を折る体験をしたが、そのときばかりは生徒たち も雑談を交わすことなく、折り鶴の制作に熱中した。頭と指先を使った珍 しい異文化の体験を、全員が心から楽しんでいるようだった。

常に賑やかで楽しそうに笑ってはいるが、実際のところ彼らは大変な苦難を乗り越えてドイツにたどり着いている。祖国での体験がトラウマとなって、夜に眠れない者も多いと聞く。クラスのムードメーカーだった16歳の少年の腕に、無数のリストカットの痕が刻まれているのを確認して、バウムガルトナー氏は心を痛めたという。授業終了後、バウムガルトナー氏は未成年クラスの生徒たちについて、次のように語った。「どの子もみんなかわいい。あの子たちのことで、私の心はいっぱいです。人によって、ドイツ語は簡単だったり難しかったりしますが、学習のプロセスを急かすわけにはいきません。職業学校に転校する子供を見送るのは、本当につらい。教室を一度離れると、もう二度と連絡がとれなくなるから。でもどの

教員もしているように、私たちは生徒を前進させなければならないのです」。教員と生徒たちは、肩を組みながら教室を離れていった。

おわりに

本学の学生12名は、レーゲンスブルク市で2週間の研修を終えて、全員無事に帰国した。ヨーロッパに降りた初日は、空港の売店でペットボトルの水を購入するのさえ苦労したが、若いだけあって現地の生活に慣れるのも早かった。市民から温かく歓迎され、それぞれが異文化体験を満喫した。初めてのドイツ語学研修としては、大成功と言えるだろう。研修参加者の一人は帰国後に「実際に海外で生活することにより、自分の五感を使ってドイツの文化を体験し、考え方が変わった」と語って、短期間の成長の様子をうかがわせた。

ドイツ研修出発前、ニュースで報道されるヨーロッパの状況を見て、学生たちは確かに不安を抱いていた。「ドイツは安全か。レーゲンスブルクは大丈夫なのか」と。結論から言えば、学生たちがバイエルンの地方都市に滞在している間、「ヨーロッパの中のイスラム」問題に抵触することはほとんどなかった。幸運なことではあるが、なんら危機感を覚えることなく、本学の学生たちはレーゲンスブルクの滞在を楽しんで帰ってきたのだ。だが実際には、学生たちの眼には見えてこない難民問題がそこには潜んでいた。14万人の歴史観光都市は、人口のほぼ1%にあたる1300人の難民申請者を受け入れ、250人の未成年者がこの国で生きていくためのドイツ語を学んでいたのだ。難民収容施設は郊外に設営されることが多い。旧市街に住み、アパートと語学学校を往復するだけの学生たちは、難民集団に接する機会はそうそうなかったのだ。

ミュンヘン銃撃事件が起こる前には、6割のドイツ人が「ドイツは難民 の受け入れに耐えられる」と答えていた。しかし自分の町で何かが起きて しまった場合、どう思うのか。実際に本学研修班が帰国した後、40人の難 民申請者が国外退去を命じられてレーゲンスブルク大聖堂の側廊の一部を 占拠し、警察の介入によって鎮圧されるというショッキングな事件が起こ った。市のシンボルである大聖堂を占拠されたレーゲンスブルク市民は、 その後どのように難民と向き合っているのだろうか。そうしている間にメ ルケル首相は、この一年間繰り返してきた「私たちはできる!」のスロー ガンを封印し、「時計の針を戻したい」とまで発言した。現地の状況は刻 一刻と変わる。住民にさえ予想がつかない。遠く離れた日本にあっては、 状況を見極めながら、情報収集を徹底させるしかないのだ。

今回は諸般の事情から、未成年の難民のドイツ語クラス見学に本学の学生たちを同行することはできなかった。だがグローバル化しつつある日本にあって、学生たちは希望さえすればいつでも異文化とふれあい、相互理解を試みることが可能であろう。難民危機の渦中にあるドイツにおいても同じことが言える。異民族の「統合」を傍観するだけではなく、異文化の受け入れを喜び、変容していく態度もまた必要ではないか。「兄弟のように、手と心を合わせて(brüderlich mit Herz und Hand)」と国歌がうたっているように、双方向の異文化理解が今後のドイツにさらに浸透していくことを願う。

注

- (1) 2015年ヨーロッパに難民が殺到して起こった政治的・社会的混乱のことを、「欧州難民危機(Flüchtlingskrise in Europa)」と言う。ドイツ語では一般に「難民」のことを複数形で"Flüchtlinge"と表現するが、該当者の法的立場を明確にするうえで、「庇護希望者 (Asylsuchender)」や「庇護申請者 (Asylbewerber)」、「庇護有資格者(Asylberechtigter)」といった表現が状況に応じて使い分けられる。本稿においては「庇護」ではなく、日本語でなじみのある「難民」を用いた表現で統一している。
- (2) 2015年9月5日のメルケル首相の難民受け入れ宣言は、2か月前の市民集会におけるレバノン難民少女との対話がひとつのきっかけになったと推察されている。流暢なドイツ語で、泣きながら国外退去の不安を訴える14歳の少女に対して、メルケル首相は「ドイツは全世界から殺到する全ての難民を受け入れることはできない。あなたはよくやってきたわ」と慰めた。その後メ

- ルケル首相は「冷酷な女性首相」として、国民から集中非難を浴びた。 〈http://www.spiegel.de/politik/deutschland/kanzlerin-angela-merkel-netzreaktionen-zu-merkelstreichelt-a-1043984.html〉(2016年9月10日閲覧)メルケル首相の難民受け入れ宣言については、2015年9月11日付のライニッシェ・ポスト紙の記事を参照。〈http://www.rp-online.de/politik/deutschland/angela-merkel-das-grundrecht-auf-asyl-kennt-keine-obergrenze-aid-1.5383275〉(2016年9月10日閲覧)
- (3) 欧州難民危機の勃発原因については、2015年9月18日付のワシントンポスト紙の記事を参照。〈https://www.washingtonpost.com/news/worldviews/wp/2015/09/18/8-reasons-why-eureuro-refugee-crisis-is-happening-now/〉(2016年9月10日閲覧)メルケル首相の歓迎だけでなく、マケドニア共和国を列車で通過するバルカンルートが有効となって、難民の移動が比較的楽になったことも要因のひとつとして挙げられる。しかし難民の希望を担うバルカンルートも、2016年3月のEUトルコ間協定終結により難民がトルコまで戻されることで、事実上閉鎖されてしまった。
- (4) 東西ドイツ統一25周年記念式典において、メルケル首相を含む1500名の政府関係者の前で、ガウク首相は演説を行った。内容はドイツ経済新聞ハンデルスブラットを参照。〈http://www.handelsblatt.com/politik/deutschland/fluechtlingsstroeme-gauck-spricht-von-grenzen-der-aufnahme/12376672.html〉(2016年9月10日閲覧)
- (5) 「バイエルン国境周辺の秩序を2週間以内に回復しなければ、連邦憲法裁判所への提訴も辞さない」として、ゼーホーファーはメルケルをけん制したが、実際のところこの脅しには何の効力もなかった。バイエルンのけん制については、シュピーゲル誌を参照。〈http://www.spiegel.de/politik/deutschland/horst-seehofer-stellt-angela-merkel-neues-ultimatum-a-1072243. html〉(2016年9月10日閲覧)
- (6) 保守層の多いザクセン地方で活動している右翼団体 PEGIDA は、「Patriotische Europäer gegen die Islamisierung des Abendlandes(ヨーロッパのイスラム化に敵対する愛国主義的ヨーロッパ人)」という名称を持つ。当初はイスラム系住民に敵対して結党されたが、2015年9月以降はイスラム圏以外の難民にも対象を拡大させた。
- (7) ドイツ連邦刑事庁の犯罪統計白書による。犯罪行為の内訳は,器物破損347件が最も多く,次いでプロパガンダ186件,民衆扇動104件。〈https://www.tagesschau.de/inland/anschlaege-asylunterkuenfte-bka-101.html〉(2016年9月20日閲覧)
- (8) 難民受け入れ政策を不安視する国内世論に対して、メルケル首相は「この緊急事態に優しい顔をすることを詫びなければならないのだとしたら、ここ

はもう私の国ではない」と発言して、感情論的に訴えている。2015年の夏以降、メルケル首相が記者会見で繰り返す「私たちはできる! (Wir schaffen dasl)」というスローガンは有名になったが、支持率はこの 1 年で 67% から 47% までに落ち込んだ。〈http://www.tagesschau.de/ausland/merkelsfluechtlingspolitik-101.html〉 (2016年9月10日閲覧) なお2016年9月,ドイツ 北東部メクレンブルク・フォアポメルン州の議会選挙で自身の率いるキリスト教民主同盟 (CDU) が極右政党 AfD に敗北したことを反省して、メルケル首相は「私たちにはこの言葉で表現しきれないほどの仕事が待ち受けている」として、今後は「私たちはできる!」のスローガンを自粛する方針を宣言している。〈http://www.spiegel.de/politik/deutschland/angela-merkel-mag-wir-schaffen-das-nicht-mehr-wiederholen-a-1112739.html〉(2016年9月20日閲覧)

- (9) ドイツにおける労働移民の実証的歴史研究のアプローチには、代表的なものとしてヘルベルトによるナチス時代の外国人労働者の研究と、バーデによる戦後移民史研究という二つの方向性がある。個別集団の問題や状況を検討したアプローチとしては、矢野による外国人労働者の実態を追う研究が緻密で興味深い。外国人労働者の呼称としては、第二時大戦期から60年代までは「外国の労働者(Fremdarbeiter)」が用いられていたが、70年代には「客人労働者(Gastarbeiter)」、1980年代には、もう客人ではない「外国人(Ausländer)」と変化していく。外国人労働者に対するドイツ人の意識の変遷がうかがえる。
- (10) メルケル首相は2004年に続き、2010年にも同様の発言をして評論家などから批判を浴びている。メルケルの発言については、シュピーゲル誌の記事を参 照。〈http://www.spiegel.de/politik/deutschland/integration-merkelerklaert-multikulti-fuer-gescheitert-a-723532.html〉(2016年9月10日閲覧)
- (11) 田中信世『ドイツの難民問題~長引く難民審査,パリ同時多発テロが暗 影』国際貿易投資研究所〈http://www.iti.or.jp/flash257.htm〉(2016年9月 10日閲覧)
- (12) 2016年度に各州に割り当てられた難民認定申請者の受け入れ配分は,第1 位がノルトラインヴェストファーレン州の21.21%,第2位がバイエルン州の15.52%,第3位がバーデン・ヴュルテンベルク州の12.86%となっている。
- (13) 1951年に制定された「難民の地位に関する条約」第1条Aによると、難民とは「人種、宗教、国籍もしくは特定の社会的集団の構成員であることまたは政治的意見を理由に迫害を受けるおそれがあるという十分に理由のある恐怖を有するために、国籍国の外にいる者であって、その国籍国の保護を受けることができない者またはそのような恐怖を有するためにその国籍国の保護を受けることを望まない者及びこれらの事件の結果として常居所を有してい

た国の外にいる無国籍者であって、当該常居所を有していた国に帰ることができない者またはそのような恐怖を有するために当該常居所を有していた国に帰ることを望まない者」のことを言う。ドイツ連邦移民難民庁の難民審査には、前掲の連邦基本法16条(難民認定)と難民法(難民仮認定)という2つの判断基準を設けている。裁定の内訳をみると、例えば2015年のシリア出身者の例では、難民申請した105620人のうち、連邦基本法に従って難民と認定されたのが1167人(1.1%)、難民法に従って庇護権有資格者(いわば仮認定)とされたのが101137人(95.8%)となっている。イラクとエトルリアも90%に近い確率で認定が通っていて非常に高い難民認定率のように見えるが、全体からみると、申請者の約4割しか庇護を受けられていない。

- (14) かつては修道院だったカトリック系老人ホーム聖ミハエルは、老朽化工事のため70名の住民を退去させたあと、280名の難民申請者に緊急宿泊施設として提供された。しかしこの歴史的建造物は、新たな入居者の酷使に1年も耐えられなかった。現在レーゲンスブルク市は建物修復のために353,000ユーロの特別補足会計を計上する必要に迫られている。
- (15) レーゲンスブルク市の難民受け入れに関しては、市のホームページの発表 内容を参考にしている。〈https://www.regensburg.de/leben/gesellschaft-usoziales/migranten/fluechtlinge〉(2016年9月20日閲覧)
- (16) 『ドイツにおける条約難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告』 (アジア福祉教育財団難民事業本部,2007年11月)28-29頁〈http://www.rhq.gr.jp/japanese/hotnews/data/pdf/wha0819.pdf〉(2016年9月20日閲覧)
- (17) 「ヨーロッパ言語を対象とする共通の語学力参照枠組」においては最下位 レベルにあたり、ここで学ぶ初学者は基本的な言い回しを運用して、ゆっく りはっきりと話す相手とコミュニケーションを図るレベルを目指す。
- (18) 語学研修の様子と学生たちのコメントについては、京都学園大学のホームページを参照。〈http://www.kyotogakuen.ac.jp/outline/international/trip/regensburg/report〉(2016年11月13日閲覧)
- (19) 2016年7月22日にミュンヘン市内のショッピングモールで起きた銃撃事件 の犯人は、18歳のイラン系ドイツ人であった。その3日後に、シリア人によ るアンスバッハ爆破事件が起きた。

参考文献

欧語文献

Bade, Klaus J., 1994, Ausländer, Aussiedler, Asyl: Eine Bestandsaufnahme, München: C.H.Beck.

Bade, Klaus J. und Michael Bommes, 2000, "Migration und politische Kultur im > Nicht-Einwanderungsland <," Klaus J. Bade und Rainer Münz hrsg.,

- Migrationsreport 2000: Fakten Analysen Perspektiven, Frankfurt am Main: Campus, 163-204.
- Bade, Klaus J. und Jochen Oltmer, 2007, "Mitteleuropa. Deutschland," Klaus J. Bade, Pieter C. Emmer, Leo Lucassen und Jochen Oltmer hrsg., Enzyklopädie: Migration in Europa. Vom 17. Jahrhundert, München: Wilhelm Fink, 141–170.
- Bommes, Michael, 1996, "Migration Nationalstaat Wohlfahrtsstaat. Kommunale Probleme in förderalen Systemen," Klaus J. Bade hrsg., *Migration Ethnizität Konflikt: Systemfragen und Fallstudien*, Osnabrück: Universitätverlag Rasch, 213–248.
- Herbert, Urlich, 2001, Geschichte der Ausländerpolitik in Deutschland: Saisonarbeiter, Zwangarbeiter, Gastarbeiter, Flüchtlinge, München: C.H.Beck.
- Münch, Ursula, 1992, Asylpolitik in der Bundesrepublik Deutschland: Entwicklung und Alternativen, Opladen: Leske+Budrich.

邦語文献

- Habermas, Jürgen, 1993, "Die Festung Europa und das neue Deutschland," Die Zeit, 28.05.1993.(=2000, 三島憲一訳『近代一未完のプロジェクト』岩波書店)
- 川口マーン恵美、2016年、『ヨーロッパから民主主義が消える 難民・テロ・甦る国境』「電子書籍版」。
- 近藤潤三, 2007, 『移民国としてのドイツ 社会統合と並行社会のゆくえ』木鐸 社。
- 近藤潤三、2013、『ドイツ移民問題の現代史―移民国への道程―』木鐸社。
- 佐藤成基, 2008, 「国境を越える「民族」―アウスジードラー問題の歴史的経緯」 『社会志林』54(1), 19-49。
- 昔農英明,2014,『「移民国家ドイツ」の難民庇護政策』慶應大学出版会。
- 本間浩, 1985, 『個人の基本権としての庇護権』勁草書房。
- 本間浩、1990、『難民問題とは何か』岩波新書。
- 本間浩, 2003a,「ドイツにおける難民庇護」『法律時報』75(2), 77-80。
- 本間浩, 2004b,「ドイツにおける難民庇護と難民庇護手続き法」『外国の立法』 216, 66-76。
- 矢野久,2000,「労働移民とナショナリズム―戦後(西)ドイツの外国人労働者を めぐって」慶應義塾大学経済学部編『マイノリティからの展望』弘文堂, 177-206。
- 矢野久, 2010, 『労働移民の社会史 戦後ドイツの経験』現代書館。